

第6章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1項 | 市災害対策本部及び災害警戒本部組織計画 |
| 第2項 | 動員配備計画 |
| 第3項 | 自衛隊災害派遣要請計画 |
| 第4項 | 広域応援要請計画 |
| 第5項 | 災害救助法適用計画 |
| 第6項 | 要員確保計画 |
| 第7項 | 災害ボランティアの受入れ・支援 |

《 基本方針 》

福岡県西方沖地震の発生を受け福岡県が実施した、地震に関する防災アセスメント調査で新たに得られた被害想定結果を踏まえて、また東日本大震災後のアセスメントも加え、これまで以上にそれぞれの役割に応じて、各機関、組織、個人の防災力を総合し、震災対策を推進する必要がある。

そのため、地震発生時には人命を確保し、被害の軽減を図るため、市、防災関係機関は一般災害対策編 第3章各節に定めるもののほか、それぞれの立場に応じて、以下に示す役割に応じて取り組むこととする。

震災時における役割分担

区 分	役割分担
県	震災時における、県下市町村の被害の全体概況の早期把握、市町村への後方支援、国、防災関係機関、他県との間の総合調整を行う。災害救助法が適用されたときは、被災市町村にかかわる直接的な救助活動を実施する。
筑紫野市	住民への救援活動の第一義的な実施機関として、情報伝達や避難、救出、消防、医療、その他の各種防災対策を実施する。
防災関係機関	上・下水道、電力、ガス、通信、道路、鉄道、港湾など、所管する施設の早期復旧、被害の拡大防止対策を実施する。
市民・事業所等	自らの安全確保と、周辺住民との相互協力による初期消火・救出・救援活動等の自主防災活動に参画する。

第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

《 基本方針 》

市及び防災関係機関は、一般災害対策と同様に、本市の地域において大規模な地震が発生し、または発生するおそれがある場合、次の基準に基づき市災対本部及び市警戒本部を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第3章 第1節 「市災害対策本部及び災害警戒本部組織計画」に準ずる。

1. 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準【資料編*1 参照】

(1) 市災対本部及び市警戒本部の設置基準

《市災対本部及び市警戒本部の設置基準》		
	市警戒本部設置基準	市災対本部設置基準
本部長	総務部長	市長
設置基準	ア. 震度4の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき イ. その他、本部長が必要と認めたとき	ア. 震度5弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき イ. その他、本部長が必要と認めたとき

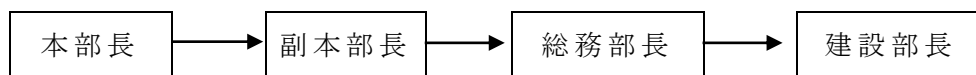
(2) 市災対本部及び市警戒本部の設置場所

市災対本部及び市警戒本部は、原則として市役所で設置するが、市役所が被災により使用不可能な場合には、他の事務所の可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

	設置場所	災害時優先登録電話	備考
通常	市役所	092-923-0183	着発信
第二候補地	市生涯学習センター		

(3) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

市災対本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



*1 ● 資料 3.1.1 「筑紫野市災害対策本部条例」

第 2 項 動員配備計画

《 基本方針 》

市及び防災関係機関は、大規模地震発生時において、迅速かつ的確な初動対応を実施するため、市災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して、職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これにしたがい市災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

1. 地震発生時の本部機能の確保

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第 3 章 第 3 節「動員配備計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 平常勤務の場合【資料編*2*3 参照】

	配備区分	配 備 内 容
市警戒本部	警戒配備体制	市近郊に震度 4 の地震が発生したとき 即時市警戒本部の設置
市災対本部	第 1 次配備体制	市近郊に震度 5 弱の地震が発生したとき
	第 2 次配備体制	市近郊に震度 5 強の地震が発生したとき 即時市災対本部の設置
	第 3 次配備体制	市近郊に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。

(2) 非常勤務の場合（自主参集の基準）

夜間及び休日に大規模な地震が発生した場合、市災対本部等が必要な初動体制を迅速かつ的確に実施できるよう本部機能確保の措置を講じる。

1) 非常参集

	配備区分	自 主 参 集 の 基 準
市警戒本部	警戒配備体制	市近郊に震度 4 の地震が発生したとき 即時市警戒本部の設置
市災対本部	第 1 次配備体制	市近郊に震度 5 弱の地震が発生したとき
	第 2 次配備体制	市近郊に震度 5 強の地震が発生したとき 即時市災対本部の設置
	第 3 次配備体制	市近郊に震度 6 弱以上の地震が発生したとき

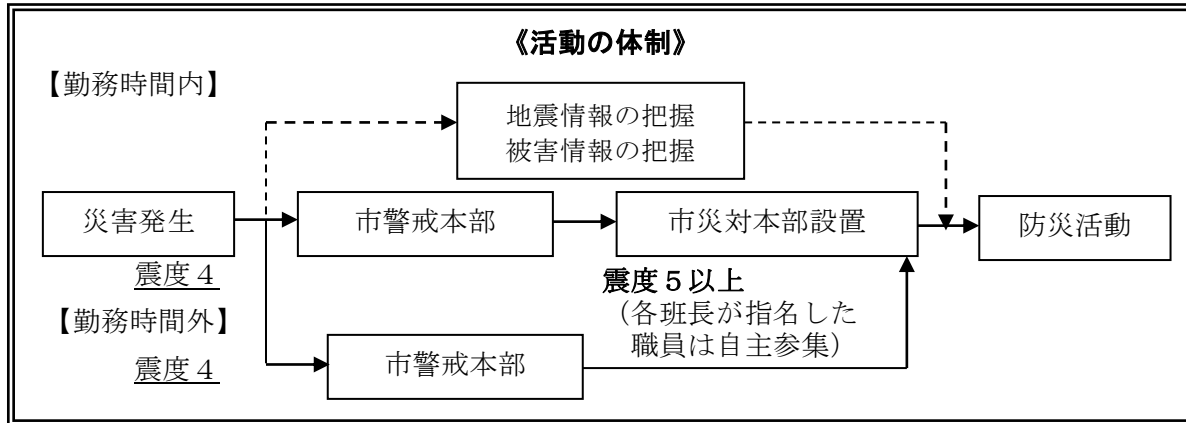
2) 緊急初動班の設置

夜間及び休日において震度 4 以上の地震が発生した場合においては、あらかじめ市役所近隣居住職員の中から指定した要員により直ちに緊急初動班を組織し、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の初動対応を行うことにより、市災対本部機能の確保を図る。

あらかじめ定める配備要員は、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときには、テレビやラジオ、防災メールまもるくん等により震度情報を確認し、次の基準により自主的に本庁に登庁し、本部機能を確保する。

*2 ● 資料 6.1.1 「地震関連図」

*3 ● 資料 6.1.2 「気象庁震度階級」



(3) 市災対本部機能の代替

激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、あらかじめ定められた職員により緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

(4) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、区長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

(5) 職員安否確認

1) 勤務時間内

- ア. 各班長は、参集者を把握して総務班長へ報告する。
- イ. 総務班長は、参集者を把握して、市災対本部長に報告する。
- ウ. 特に、被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
- エ. 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2) 勤務時間外

- ア. 各班長は、参集者を把握して総務班長へ報告する。
- イ. 総務班長は、参集者を把握して、市災対本部長に報告する。
- ウ. 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2. 配備要員

次の配備要員に準ずる。

《 配 備 要 員 》

		本部長 市長 副本部長 副市長 . . . 教育長										
部名	部長	班名	担当課等	班長	警戒 配備体制	災害対策 第1次 配備体制	災害対策 第2次 配備体制	災害対策 第3次 配備態勢				
総務部	総務部長	事務局	危機管理課	危機管理課長	各部長 各班長 危機管理課職員 その他班長が 必要と認める 職員	各部長	各部長	全職員				
		総務班	総務課 管財課 人権政策・男女共同参画課 選挙管理委員会 議事課	総務課長					各班長	各班長		
	議会事務局長	財政班	財政課	財政課長					その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長	
企画政策部	企画政策部長	広報班	秘書広報課 人事課	秘書広報課長	その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長補佐	係長				
		物資調達班	企画政策課 会計課 監査委員事務局	企画政策課長					主査			
市民生活部	市民生活部長	情報収集班	市民課 税務課	市民課長					その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長補佐	係長
		地域避難所班	コミュニティ推進課 国保年金課 収納課	コミュニティ推進課長	主査							
健康福祉部	健康福祉部長	災害救助班	生活福祉課 保護課 健康推進課 子育て支援課 保育所 高齢者支援課	生活福祉課長	その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長補佐	係長				
建設部	建設部長	建設班	土木課 建築課 維持管理課 都市計画課 区画整理課	土木課長					その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長補佐	係長
環境経済部	環境経済部長	経済班	農政課 商工観光課 農業委員会事務局	農政課長								
		上下水道班	上下水道工務課 上下水道料金総務課	上下水道工務課長	その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長補佐	係長				
教育部	教育部長	教育施設班	教育政策課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 文化・スポーツ振興課 文化財課	教育政策課長					その他班長が 必要と認める 職員	その他班長 が必要と認 める職員	課等の長補佐	係長

平成30年4月現在

《 応急対策の時間的目標 》

時間 主な応急対策	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～3日目位まで	地震発生3日目位～1週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> 各班からの被害情報の収集・伝達 消防本部、消防団等からの被害情報の収集・伝達 その他関係機関からの被害情報の収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の被害情報の収集・伝達 ライフライン被害情報の収集・伝達 交通、公共施設等の被害情報の収集・伝達 被災者の生活情報の収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集・伝達
住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（特に火災発生）に関する情報 避難勧告等及び安全な避難所に関する情報 パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害状況に関する情報 避難所に関する情報 救援救護に関する情報 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の復旧状況に関する情報 避難所に関する情報・救援救護に関する情報 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営 避難人員及び避難状況の把握 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 避難所への飲料水、食糧、生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 特設公衆電話の増設 福祉避難所の開設、運営 	<ul style="list-style-type: none"> 避難人員、生活状況の実態把握 福祉避難所の運営
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の派遣要請と受入れ 災害救助法適用の申請 県、周辺市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援の受入れ 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ ボランティアセンターの開設、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの運営
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の開設、運営 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア
救援救護	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動 食糧、飲料水の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、飲料水の確保及び供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 水道復旧による生活用水の供給 救援物資の配給 食糧、飲料水の確保及び供給 生活必需品の供給
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 緊急交通路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 火災の初期消火 火災の延焼状況の予測 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 火災の延焼拡大の防止 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 在宅要配慮者の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 福祉避難所への移送 避難所でのケア 在宅要配慮者の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬		<ul style="list-style-type: none"> 遺体の捜索、搬送 火葬場等の確保 収容場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容埋葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ゴミ、し尿処理 災害廃棄物処理
生活再建			<ul style="list-style-type: none"> 災害相談窓口の開設 罹災証明等発行の準備 応急仮設住宅建設の準備 被災建物応急修理の準備 学校再開の準備

第 3 項 自衛隊災害派遣要請計画

《 基本方針 》

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に災害派遣要請依頼を行う。そのいとまがないときは、直接自衛隊に通知するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を報告する。

自衛隊は、県知事及び市長から要請を受けたとき、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等の措置を行う。

1. 災害派遣要請の基準

災害派遣要請の基準については、一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 1 項「災害派遣要請基準」に準ずる。

2. 派遣の要請種類

派遣の要請種類については、一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 2 項「派遣の要請種類」に準ずる。

3. 派遣要請要領【資料編*4*5 参照】

(1) 市長の知事への派遣要請依頼等

一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「陸上自衛隊災害派遣要請計画」第 3 項「災害派遣要請」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（第 4 後方支援連隊）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

要請先	連絡種別	勤務時間内	勤務時間外
防災危機管理局 (防災企画課)	県防災行政無線	《発信番号 78-》 700-7021	《発信番号 78-》 700-7027 (宿直室)
	加入電話	092-641-4734 092-643-3112	092-641-4734 (宿直室)
陸上自衛隊 第 4 後方支援連隊	加入電話 県防災行政無線	092-591-1020 《発信番号 78-》 983-70	
西部方面 航空隊司令官 (春日基地)	加入電話 県防災行政無線	092-581-4031 《発信番号 78-》 984-71	

4. 経費の負担区分

経費の負担区分については、一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 4 項「派遣部隊等の受入れ体制」に準ずる。

5. 派遣部隊の誘導及び受入れ体制

(1) 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れ体制については、一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 4 項「派遣部隊等の受入れ体制」に準ずる。

*4 ● 資料 3. 7. 1 「知事への依頼様式」

*5 ● 資料 3. 7. 2 「災害派遣要請様式」

(2) 使用資機材の準備

使用資機材の準備については、一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 4 項「派遣部隊等の受入れ体制」に準ずる。

(3) その他

一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 4 項「派遣部隊等の受入れ体制」に準ずる。

6. 派遣部隊等の撤収要請【資料編*6 参照】

派遣部隊等の撤収要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」第 6 項「派遣部隊等の撤収要請」に準ずる。

第 4 項 広域応援要請計画

《 基本方針 》

大規模災害発生時においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、市は、被害の規模に応じて、県及び近隣の市町村に応援を求めるものとする。また、大規模な地震の発生を覚知したときは、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、広域応援等を要請し、応急活動を迅速かつ、的確に実施する。

1. 応援要請

(1) 消防機関

1) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 8 節「広域応援要請計画」第 2 項「警察・消防機関への応援要請」に準ずる。

2) 国への応援要請

国への応援要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 8 節「広域応援要請計画」第 2 項「警察・消防機関への応援要請」に準ずる。

(2) 県及び他市町村への応援要請

県他市町村への応援要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 8 節「広域応援要請計画」第 1 項「県市町村間への応援要請」に準ずる。

1) 県への応援または応援あっせんの要請

県への応援または応援あっせんの要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 8 節「広域応援要請計画」第 1 項「県市町村間への応援要請」に準ずる。

2) 他市町村への応援要請

他市町村への応援要請については、一般災害対策編 第 3 章 第 8 節「広域応援要請計画」第 1 項「県市町村間への応援要請」に準ずる。

(3) 応援の受入れに関する措置

応援の受入れに関する措置については、一般災害対策編 第 3 章 第 8 節「広域応援要請計画」第 4 項「応援の受入れに関する要請」に準ずる。

*6 ● 資料 3.7.2 「災害派遣要請様式」

2. 他市町村への応援の実施

他市町村への応援の実施については、一般災害対策編 第3章 第8節 「広域応援要請計画」第5項「他市町村への応援実施」に準ずる。

第5項 災害救助法適用計画

《 基本方針 》

災害救助法は、市が実施するり災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば地震発生時に逆上って適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できない懸念がある。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手続きを行う必要がある。

1. 災害救助法の適用基準

(1) 被災世帯の算定基準

被災世帯の算定基準については、一般災害対策編 第3章 第2節「災害救助法適用計画」第1項「災害救助法の適用基準」に準ずる。

(2) 住家、世帯の定義

住家、世帯の定義については、一般災害対策編 第3章 第2節「災害救助法適用計画」第1項「災害救助法の適用基準」に準ずる。

(3) 被害の程度認定基準

被害の程度認定基準については、一般災害対策編 第3章 第2節「災害救助法適用計画」第1項「災害救助法の適用基準」に準ずる。

2. 災害救助法の手続き

(1) 知事への請求及び記録

1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

市における簿冊等の作成については、一般災害対策編 第3章 第2節「災害救助法適用計画」第2項「災害救助法の手続き」に準ずる。

2) 知事への請求

知事への請求については、一般災害対策編 第3章 第2節「災害救助法適用計画」第2項「災害救助法の手続き」に準ずる。

3. 救助の実施

(1) 法による救助の種類は、本項の定める他、一般災害対策編 第3章 第2節「災害救助法適用計画」第3項「救助の実施」に準ずる。

(2) 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

また、その他の救助実施については、市長は知事が行う救助を補助する。

4. 災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準【 資料編*7*8*9*10 参照 】

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、一般災害対策編 第 3 章 第 2 節「災害救助法適用計画」第 4 項「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に準ずる。

5. 災害対策基本法の定める応急措置【資料編*11*12* 参照】

(1) 応急措置についての責任（基本法第 62 条第 1 項）

応急措置についての責任については、一般災害対策編 第 3 章 第 2 節「災害救助法適用計画」第 5 項「災害対策基本法の定める応急措置」に準ずる。

(2) 出動命令（基本法第 58 条）

出動命令については、一般災害対策編 第 3 章 第 2 節「災害救助法適用計画」第 5 項「災害対策基本法の定める応急措置」に準ずる。

(3) 事前措置（基本法第 59 条）

事前措置については、一般災害対策編 第 3 章 第 2 節「災害救助法適用計画」第 5 項「災害対策基本法の定める応急措置」に準ずる。

(4) 警戒区域の設定権（基本法第 63 条）

警戒区域の設定権については、一般災害対策編 第 3 章 第 4 節「災害救助法適用計画」第 5 項「災害対策基本法の定める応急措置」に準ずる。

第 6 項 要員確保計画

《 基本方針 》

災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇い入れは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策実施機関のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、災害対策実施機関の要請により労働者については公共職業安定所があっせんし、技術者等は関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。

1. 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働力等の確保の手段は、一般災害対策編 第 3 章 第 25 節「要員確保計画」第 1 項「要員確保計画」に準ずる。

2. 公共職業安定所の労働者あっせん

公共職業安定所の労働者あっせんについては、一般災害対策編 第 3 章 第 25 節「要員確保計画」第 2 項「公共職業安定所等の労働者確保」に準ずる。

*7 ● 資料 3.2.1 「災害救助法（抜粋）」

*8 ● 資料 3.2.2 「災害救助法施工令（抜粋）」

*9 ● 資料 3.2.3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

*10 ● 資料 3.2.4 「災害救助法による帳簿書式」

*11 ● 資料 6.1.3 「災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第 4 号の厚生労働省令で定める基準を定める省令」

*12 ● 資料 6.1.4 「福岡県災害救助法施行細則」

第7項 災害ボランティアの受入れ・支援

《 基本方針 》

震災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災地の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、関係機関と連携して受入・支援体制の整備を図る。

1. ボランティア参加の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れについては、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第1項「ボランティアの参加の受入れ」に準ずる。

(2) 民間団体の活用計画

民間団体の活用計画については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第1項「ボランティアの参加の受入れ」に準ずる。

2. ボランティア活動支援

(1) ボランティア活動の内容

ボランティア活動の内容については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第2項「ボランティア活動支援」に準ずる。

(2) ボランティアの登録

ボランティアの登録については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第2項「ボランティア活動支援」に準ずる。

(3) ボランティアへの支援

ボランティアへの支援については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第2項「ボランティア活動支援」に準ずる。

(4) 災害ボランティア情報センターの設置

災害ボランティア情報センターの設置については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第2項「ボランティア活動支援」に準ずる。

(5) 災害ボランティア現地支援センターの開設

災害ボランティア現地支援センターの開設については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第2項「ボランティア活動支援」に準ずる。

(6) ボランティア活動に必要な情報の体制

ボランティア活動に必要な情報の体制については、一般災害対策編 第3章 第26節「ボランティア応急活用計画」第2項「ボランティア活動支援」に準ずる。

3. 災害ボランティア情報センターへの設置

(1) 災害ボランティアへの情報提供及び活動支援

- 1) 市災対本部は「災害ボランティアセンター」と連携し、必要な人員、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアへのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。
- 2) 市災対本部または「災害ボランティアセンター」は、必要なボランティアの募集を行い、地域内外からのボランティアを窓口において受入れるとともに、必要に応じ、活動の拠点、資機材を提供し、被災地での活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。